事　業　概　要

令 和 ８ 年 版

東京都子供政策連携室

目　　次

第１　子供政策連携室の役割 …… 3

第２　執行体制と分掌事務
１　体制図 …… 7
２　分掌事務 …… 8
３　職員配置状況 …… 9

第３　予算概要
１　総額 …… 13
２　歳入 …… 13
３　歳出 …… 13

第４　事業内容
１　子供政策の企画・立案及び調整 …… 17
(1)「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針2026」の策定 … 17
(2)「こども未来アクション2027（仮称）」の策定 …… 18
(3) 子供の意見やエビデンスに基づく子供政策の推進 …… 18
(4) 東京都こども基本条例の普及啓発 …… 20
(5) こども未来会議の運営 …… 22
(6) 子供とつながる情報プラットフォーム …… 23
(7) 組織横断の取組の推進 …… 25
(8) 多様な主体と連携した子供の笑顔を育む取組 …… 37
(9) 子供政策総合推進本部の運営 …… 40

２　結婚・子育て支援策の企画・立案及び調整 …… 41
(1)「～『叶えたい』を支えたい～ 結婚・子育て支援策の推進に向けた論点整理 2026」の策定 …… 41
(2)「『叶えたい』を支えたい アクションプラン 2027（仮称）」の策定 …… 43
(3) 結婚・子育て支援策の推進 …… 43

３　若者政策に係る重要施策の企画・立案及び連携推進 …… 46
(1) 思春期の子供から成人への移行期に当たる年代を対象とした既存の枠組みに収まらない新たな重要施策の企画・立案及び連携推進 …… 46

参考資料
東京都こども基本条例 …… 49

第１　子供政策連携室の役割

子供政策連携室の役割

チルドレンファーストの社会の実現

子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であり、「子供の笑顔」には、家族を笑顔にし、周りにいる人々をも笑顔にする力がある。社会に希望と活力を与える源である「子供の笑顔」があふれるチルドレンファーストの社会を実現するため、子供を客体でなく主体として捉え、生まれてから幼児期、学童期、青年期など、ステージを通じて一貫してサポートし、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を大切に育んでいく。

また、子供の声・意見やエビデンスに基づき、子供の実情や抱える課題を的確に把握し、子供に寄り添った子供のための実効性のある政策を練り上げ、機動的に展開していく。

結婚や子育てに関する「不安」を「安心」に変え、希望を叶える東京の実現

社会経済環境の変化や価値観の多様化など、時代の移り変わりとともに、人々のライフプランや日々のくらしは大きく変化してきた。こうした中で、「結婚したい」「子供を持ちたい」という望みを持ちながら、将来への不安・悩みを抱え、一歩を踏み出せない人が少なくない。

多様な価値観や考え方を尊重しながら、都民が抱える不安や悩みに寄り添い、都民目線でのライフステージを通じた切れ目ない支援を展開し、「結婚したい」「子供を持ちたい」と望む人を強力に後押ししていく。

思春期の子供から成人への移行期を対象とした支援の展開

都市の活力の源泉は「人」であり、「人」への投資を一層加速し、一人ひとりが主役になる社会を創り上げていくことが必要である。

思春期の子供から成人への移行期に当たる年代を対象とした、既存の枠組みに収まらない新たな重要施策の企画・立案及び事業を所管する関係局間の連携推進を図る。

具体的には、以下のような事業を推進する。

（子供政策の企画・立案及び調整）

○ 「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2026」の策定

○ 「こども未来アクション 2027（仮称）」の策定

○ 子供の意見やエビデンスに基づく子供政策の推進

○ 東京都こども基本条例の普及啓発

○ こども未来会議の運営

○ 子供とつながる情報プラットフォーム

○ 組織横断の取組の推進

○ 多様な主体と連携した子供の笑顔を育む取組

○ 子供政策総合推進本部の運営

（結婚・子育て支援策の企画・立案及び調整）

○ 「～『叶えたい』を支えたい～ 結婚・子育て支援策の推進に向けた論点整理 2026」の策定

○ 「『叶えたい』を支えたい アクションプラン 2027（仮称）」の策定

○ 結婚・子育て支援策の推進

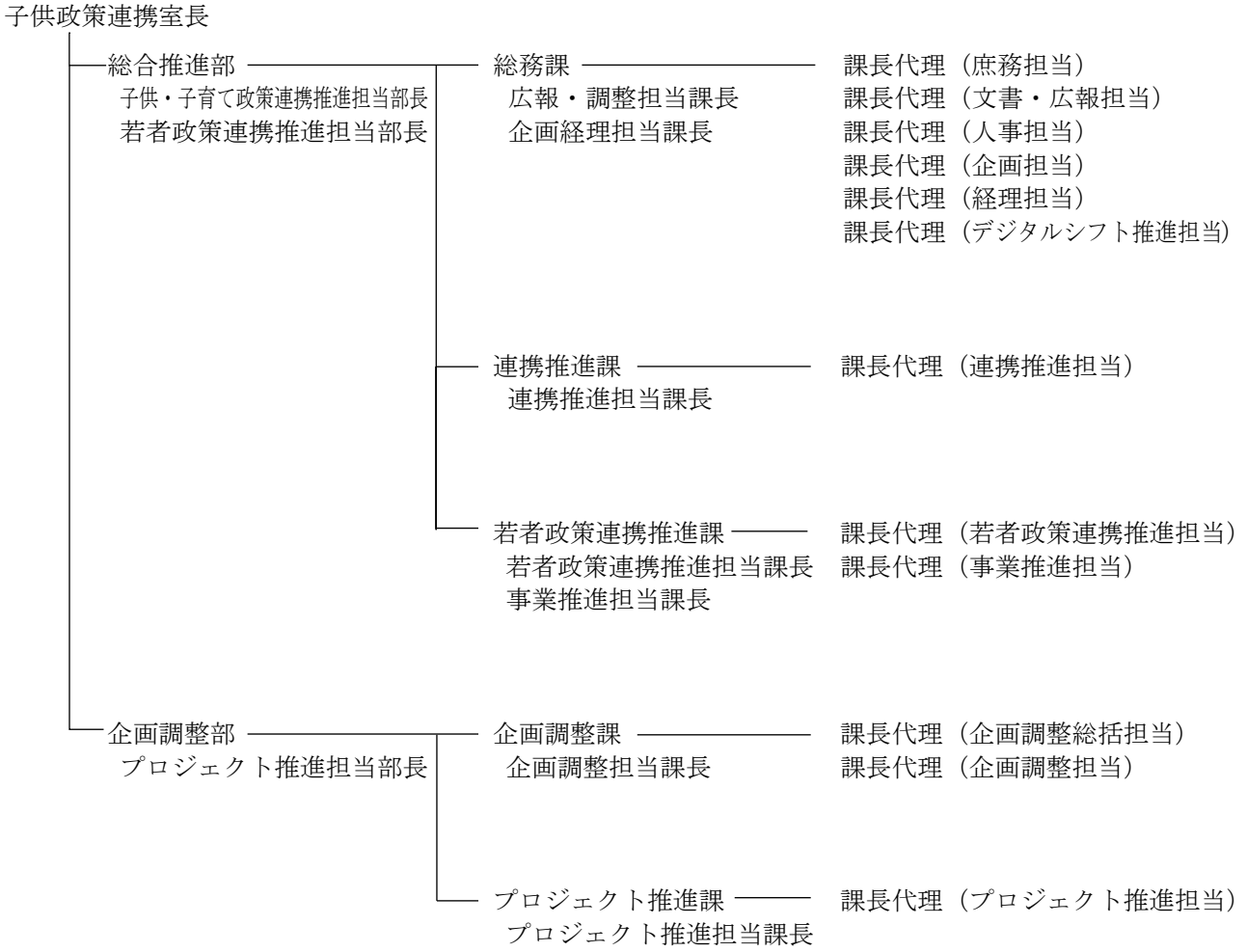
（若者政策に係る重要施策の企画・立案及び連携推進）

○ 思春期の子供から成人への移行期に当たる年代を対象とした既存の枠組みに収まらない新たな重要施策の企画・立案及び連携推進

第２　執行体制と分掌事務

１　体制図

（令和８年８月１日時点）



※本図は、執行体制を表すものであり、組織機構図とは一致しない。

２　分掌事務

部　・　課		分　　掌　　事　　務
総合推進部	総務課	1　室の組織及び定数に関すること。 2　室所属職員の人事及び給与に関すること。 3　室所属職員の福利厚生に関すること。 4　室事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。 5　室の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 6　室の情報公開に係る連絡調整等に関すること。 7　室の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。 8　室事務事業の広報及び広聴に関すること。 9　室事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること。 10　室事務事業の総合的な企画及び調整に関すること。 11　室事務事業の進行管理に関すること。 12　室事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。 13　室の予算、決算及び会計に関すること。 14　子供政策関連経費の把握及び分析に関すること。 15　政策企画局との連絡に関すること。 16　室内他の課に属しないこと。
	連携推進課	1　少子化対策等の企画、立案及び総合調整に関すること。
	若者政策連携推進課	1　思春期の子供から成人への移行期を対象とした既存の枠組みに収まらない新たな重要施策の企画、立案及び連携推進に関すること。
企画調整部	企画調整課	1　子供政策の企画、立案及び総合調整に関すること。 2　子供政策に係る情報の収集、調査、分析等に関すること。 3　こども未来会議に関すること。 4　部内他の課に属しないこと。
	プロジェクト推進課	1　子供に係る重要な施策の企画、立案及び推進に関すること。

３　職員配置状況

（令和８年８月１日時点）

（単位：人）

区分	職層別内訳							合計	定数
	理事	参事	副参事	統括課長代理	課長代理	主任	主事		
子供政策連携室	1	5	20	12	42	46	44	170	144
総合推進部	1	3	8	5	14	18	15	64	51
総務課			3	2	5	8	5	23	19
連携推進課			2	2	4	5	4	17	15
若者政策連携推進課			3	1	5	5	6	20	13
企画調整部		2	12	7	28	28	29	106	93
企画調整課			8	5	22	21	21	77	65
プロジェクト推進課			4	2	6	7	8	27	26

第３　予 算 概 要

１　総額

（単位：千円）

区　　分	令和８年度当初予算
歳　　入	4
歳　　出	18,509,000
差引一般財源	18,508,996

２　歳入

（単位：千円）

区　　分	令和８年度当初予算
使用料及手数料	4
合　　計	4

３　歳出

（単位：千円）

区　　分	令和８年度当初予算
子供政策連携費	18,509,000
管理費	18,509,000
職員費	1,387,071
管理事務	221,853
子供政策等の連携推進	16,900,076

第４　事 業 内 容

１　子供政策の企画・立案及び調整

東京都こども基本条例を所管し、子供や子育て家庭が直面する複雑化・複合化した課題に対し、分野横断的視点から企画・調整機能を発揮するとともに、子供に関する実態調査や国内外の先進事例の調査・研究、課題抽出等を通じ、既存の枠組みに捉われない組織横断の取組や政策分野の垣根を越えた先進的な取組に挑戦する。

(1)「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2026」の策定

都は、子供を取り巻く環境を踏まえた子供政策の課題と今後の政策強化の方向を示し、子供政策の更なる加速と新たな展開につなげていくため、令和８年７月に「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2026」を策定した。

「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2026」の内容

Ⅰ　子供の「現状」と子供政策の「今」

Ⅱ　子供の意見やエビデンスに基づく子供政策の推進

子供の意見やエビデンスに基づき、子供の実情や抱える課題を的確に把握し、子供に寄り添った子供のための実効性ある政策を練り上げ、機動的に展開していく。

- ●子供の居場所におけるヒアリング
- ●ＳＮＳを活用したアンケート
- ●出前授業
- ●こども都庁モニター
- ●各事業におけるワークショップやアンケート
- ●中高生 政策決定参画プロジェクト
- ●子供に関する定点調査「とうきょう こども アンケート」
- ●子供への意見聴取等の区市町村支援事業

Ⅲ　チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化

○ 組織横断で取り組む「リーディングプロジェクト」の政策強化の方向

子供や子育て家庭が直面する複雑化・複合化した今日的課題など、既存の枠組みでは対応が難しいテーマごとに、子供政策連携室が核となり、政策分野の垣根を越えて関係局からなる推進チームを組成し、リーディングプロジェクトとして組織横断で取り組んでいく。

類似の課題に対し一体的に対応を進めるため、プロジェクトを再構築するとともに、新たに直面する課題に対しては、新規のプロジェクトを組成する。

- ●乳幼児期の子育ち
- ●学齢期の子育ち
- ●学校の居心地向上
- ●思春期の育ちの支え
- ●育ちを支える「つながり」の創出
- ●子供を事故から守る環境づくり
- ●子供の未来を育む「体験活動・遊び」の推進

●グローバルな感覚を育む機会の創出
●新たな取組（子供とＳＮＳ等との関わり、子供を性暴力から守る）

○ 都庁全体で取り組む子供政策の強化の方向

【政策の柱１】誰一人取り残さない視点から、子供へのサポートを強化
⇒　様々な困難を抱える子供に寄り添い、一人ひとりの状況に応じた支援を一層強化
【政策の柱２】子育て家庭に寄り添い、子供の育ちを支える環境を充実
⇒　子育て家庭のニーズを的確に捉えたサービスの充実など子供の健やかな育ちを支える環境づくりを推進
【政策の柱３】「東京型教育モデル」により、教育の質を向上
⇒　予測が困難な時代において、ＤＸも活用しながら、誰一人取り残さず、一人ひとりの学び・挑戦を支援
【政策の柱４】多様な主体と連携し、子供の笑顔を育むアクションを展開
⇒　行政、企業・団体、都民が一体となって、子供の社会参画の機会を創出するなど、社会全体で子供を大切にする気運を醸成

⑵ 「こども未来アクション 2027（仮称）」の策定

令和８年度内を目途に、子供目線で捉え直した政策の「現在地」と、子供との対話を通じた「継続的なバージョンアップの指針」となる「こども未来アクション 2027（仮称）」を策定する。

子供との対話を重層的に実践しながら、全庁一丸となって次の時代の主役である子供たちの可能性を育む政策を推進し、「いま」と「みらい」を子供と一緒につくっていくことで、子供の笑顔あふれるチルドレンファーストの社会の実現を目指す。

⑶ 子供の意見やエビデンスに基づく子供政策の推進

全ての子供が誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていくことができる社会を実現するためには、当事者である子供の意見を聴くことが不可欠である。

そのため、多様な手法により、子供の声を丁寧に聴くとともに、子供に関する実態や意識の変化を継続的に把握し、多面的な分析を通じて課題や行政ニーズの深掘りを行っている。

また、都がこれまで蓄積してきた子供との対話の事例やノウハウを活用しながら、区市町村における意見聴取の取組を支援することで、意見聴取の取組を広域的に促進している。

【現在の取組】

ア　多様な手法を用いた子供への意見聴取

都庁全体で子供目線に立った政策を充実していくため、各局と連携して子供の意見を聴く取組を推進するとともに、公募などの手法では声をあげにくい子供の意見を的確に把握することに重点を置いて取り組んでいる。

(ｱ)　子供の居場所におけるヒアリング

様々な環境下にある子供から、一人ひとりの実情に寄り添って意見を聴くため、子供が日

常を過ごす多様な居場所でのヒアリングを実施する。

令和８年度も引き続き、児童館、子供食堂、フリースクール、日本語教室、児童養護施設、放課後等デイサービス等、子供が日常を過ごす多様な居場所に足を運びヒアリングを実施するとともに、ヒアリングのノウハウをまとめた事例集を区市町村及び各局と共有していく。

(ｲ)　ＳＮＳを活用したアンケート

幅広い子供にリーチし、多くの子供から本音を引き出すため、子供が普段から利用しているＳＮＳを通じたアンケートを実施する。

令和８年度は、都内在住・在学の 13 歳から 18 歳までの 15,000 人を対象に、時流を捉えた政策テーマについて、中高生等の意識や興味・関心を調査している。

(ｳ)　学校での出前授業

都職員が小・中・高校等に出向き子供政策に関する出前授業を実施する。学校という子供にとって日常的な空間で、ストレスを感じることのない環境の中、自由な意見を丁寧に聴き取る。

令和８年度は、「こども未来アクション 2026」（令和８年１月策定）等をテーマとした授業を実施していく。

(ｴ)　こども都庁モニター

子供の意見を各局の施策に反映させ、子供目線の取組を全庁的に推進するため、全ての年代の子供（未就学児はその保護者）を対象とした 1,200 名のモニターから、遊びや学び、居場所、まちづくり、環境など、ハード・ソフトの幅広い分野について、Ｗｅｂアンケートを実施する。

アンケート結果は子供の成長・発達段階に応じて分かりやすくまとめ、周知していく。

(ｵ)　中高生 政策決定参画プロジェクト

中高生が対象となる都の政策について、当事者である中高生自らが議論し、知事に対し提案を行う。提案内容は、都の政策に反映する。

令和８年度は、「中高生目線で、魅力あふれる東京に、世界中から観光客を迎えよう」をテーマに、政策提案の議論を実施している。

イ　子供に関する定点調査「とうきょう こども アンケート ～みんなと考える『いま』と『みらい』～」

従来の行政分野の枠組みに捉われることなく、子供に関する実態や意識の変化を定点で把握するため、アンケート調査を実施している。

長期にわたって同一年齢の子供とその保護者に同一の質問を行うことで、単年の結果だけでなく経年の変化も把握・分析していく。

子供向け報告書を成長・発達段階に合わせて３種類（小学３年生、小学５年生、中学２年生・17 歳）作成し、子供に調査結果を分かりやすく周知していく。

＜令和８年調査概要＞

調査対象	小３、小５、中２、17 歳の子供とその保護者、３歳児の保護者
調査票送付数	合計 10,500 世帯　※住民基本台帳から無作為抽出
主な質問事項	幸福感、自己肯定感、居場所に関すること等
調査期間	令和８年５月８日から同年６月１日まで

ウ　子供への意見聴取等の区市町村支援事業

都全域で子供の声やニーズを反映した子供政策を広げるため、ノウハウ提供・人材育成・財政支援を行い、区市町村の意見聴取の取組を多方面からサポートしていく。

(ｱ)　相談窓口の設置

都がこれまで培ってきた子供との対話に関するノウハウを提供するなど、意見聴取の取組を支援する。各段階（意見聴取の企画から事前準備、実施、意見聴取後の反映・フィードバックまで）に応じた実践的なアドバイスを実施していく。

(ｲ)　子供の意見聴取入門講座

区市町村職員等が、子供への意見聴取の意義及び重要性について共通理解を持つことを目的として実施する。政策の企画・検討の初期段階から、子供に意見を聴くことを標準的なプロセスとして位置付ける意識を醸成していく。

(ｳ)　ファシリテーター育成研修

区市町村職員等が、子供の意見聴取を支えるファシリテーターとしての必要な知識やスキルを実践的に習得することで、都内全域で意見聴取の担い手を育成・確保し、子供の意見聴取の取組を促進していく。

(ｴ)　意見聴取の取組に要する経費を支援

区市町村における子供の意見聴取・フィードバックの取組に要する経費を支援することで、子供の居場所での意見聴取の取組や、子供の参画の取組を後押ししていく。

【今後の強化の方向】

「子供の声を政策に反映」を都全域に定着する取組を加速させていく。

・区市町村が「中高生の参画機会」を創出する取組を支援し、都内全域で意見聴取の取組を深化

(4) 東京都こども基本条例の普及啓発

東京都こども基本条例（令和３年４月１日施行）では、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念を明確化している。

令和８年度は、国内外の多様な主体との連携を通じて、条例の理念の発信や意見交換等を行う場を創出している。

【現在の取組】

ア　こどもシンポジウム「ＴＥＥＮＳ　ＳＱＵＡＲＥ」の開催

国内外の子供政策先進都市等の子供と都内の子供が一堂に会し、各都市における子供参画の取組等について意見交換等を実施している。

イ　「東京こども政策国際会議 Ｔｏｋｙｏ Ｇｌｏｂａｌ Ｆｏｒｕｍ ｏｎ Ｃｈｉｌｄｒｅｎ（ＴＧＦＣ）」の開催

海外の子供政策先進都市等から実務責任者を招聘し、子供政策の課題や経験、解決のための方策を共有・議論するとともに、都市間ネットワークを構築することで、都の子供政策の質向上を図る。

ウ　子供と日常的に接する大人への普及啓発

子供と日常的に接する保育士、民生委員等に対し、東京都こども基本条例ハンドブックや解説動画を活用した研修及び出前講座を実施している。

また、地域の自治会やＰＴＡ等が参加する会議や研修において条例の理念を普及している。

エ　普及啓発コンテンツを活用した広報

訴求力のある媒体を活用し、大人と子供それぞれを対象とした戦略的な広報を展開している。

また、小学生を対象とし、楽しみながら条例を学ぶことができるＷｅｂコンテンツ（東京こどもナゾときバッジクエスト）を展開するとともに、中学生向けのＷｅｂコンテンツを制作する。

オ　中高生海外派遣

海外の子供政策先進都市等を都内の子供が訪問し、視察及び意見交換を行うことにより、条例の理念及び子供政策への理解を深める。

カ　ポスターコンクール

小学生を対象に、条例の理念をテーマに取り入れたポスターコンクールを実施している。ポスターを描くことに加え、テーマ選定から入賞作品の決定まで、子供自身が主体的に参画する機会を創出し、条例の理解促進を図っている。

キ　出張型条例ワークショップ

条例の理念の理解促進に向けて、都職員等が小学校等を訪問し、授業の一環として、東京都こども基本条例ハンドブックや解説動画を活用した条例ワークショップを実施している。

また、ワークショップ参加校等の教員が、本ワークショップの内容を授業で自ら実施できるよう、オンデマンド教材を作成し、学校に提供している。

【今後の強化の方向】

普及啓発を深化させ、東京都こども基本条例の基本理念について都民への浸透を図っていく。

・条例に係る普及啓発の場や意見交換等を行う場を拡大・強化
・東京アプリをタッチポイントとした啓発を強化
・条例の基本理念を学んだ人材が、普及啓発に向けて継続的に活躍できる機会を創出

(5) こども未来会議の運営

ア　設置の目的

「子供が笑顔で子育てが楽しいと思える社会」の実現に向けて、海外等の先進事例も踏まえ、従来の枠組みにとらわれない幅広い視点で議論を行うことを目的として、令和２年９月に設置した。

イ　これまでの取組

子供政策の学識経験者、有識者、著名人からなる８名の委員（任期２年）で組織し、各回のテーマに応じてオブザーバーやプレゼンターを交え議論を行った。これまで 17 回実施した。

＜開催実績＞（令和８年８月１日時点）

第１回（R2.9.23）　子供が笑顔で子育てが楽しいと思える社会の実現に向けて～新型コロナウイルスがもたらした変化と課題を踏まえて～
第２回（R2.12.18）　世界の少子化対策・子供子育て支援～エビデンスに基づいた少子化対策・「子供の笑顔」につながる子供子育て支援のあり方～
第３回（R3.2.12）　子供を育む環境・まちづくり～子供の目線に立った居場所・遊び場～
第４回（R3.5.26）　子供一人ひとりの「伸びる・育つ」を育む～子供一人ひとりに着目した学び・非認知能力を育む教育～
第５回（R3.11.17）　「子供を大切にする」社会に向けた気運醸成～生命科学的視点からの子育てのあり方について・子供、子育てに寛容な社会の実現に向けて～
第６回（R4.6.28）　東京都の子供政策の総合的推進について～子供政策連携室が果たすべき役割～
第７回（R4.11.24）　政策分野の垣根を超えた発想での新しい子供政策～「福祉」「教育」などの従来の枠組みを超えて～
第８回（R5.3.27）　「こどもにやさしい東京」の実現に向けた取組と発信～「東京都こども基本条例」ハンドブックの編集を通じて～
第９回（R5.6.26）　ありのままの多様な子供を育む学び・居場所のあり方
第 10 回（R5.12.25）東京の子供政策に対する国際的視点からの期待
第 11 回（R6.2.14）　東京都こども基本条例の普及啓発に向けた子供との対話～条例解説動画の制作を通じて～
第 12 回（R6.5.29）　アイルランドで私たちが学んだこと
第 13 回（R6.12.20）学校の居心地と生徒のメンタルヘルスとの関係
第 14 回（R7.7.3）　子供が社会の一員として意見表明するための機会の創出
第 15 回（R7.9.11）　多様な「子供の居場所」創出
第 16 回（R7.12.17）思春期の「メンタルヘルス」増進
第 17 回（R8.7.6）　子供とＳＮＳ等との関わり合い

(6) 子供とつながる情報プラットフォーム

ア　東京都こどもホームページ

子供と都政をつなぐ新たな情報プラットフォームとして、未来を担う子供が楽しみながら東京の魅力を感じ、都政への関心を高めてもらうことを目指し、令和４年度より公開している。

ホームページ作成に当たっては、都内の小学校への出前授業を通じた意見収集や、子供によるワークショップ、子供向けのアンケートを通して得た自由な発想や意見を基に、ホームページの構成やコンテンツ内容の検討・決定を行った。公開後も同様に、子供から意見やアイデアを聴き取り、継続的にホームページをアップデートしている。

令和８年度のワークショップでは、「東京こども自由研究ラボ」の新設に向けての意見交換や、「バーチャル社会科見学」に追加する施設候補の選定、「東京の魅力すごろく」に追加する「全国コース」の内容の検討を行うなど、子供の意見を取り入れながらコンテンツの充実を図っている。



東京都こどもホームページトップページ

・主なコンテンツ（令和８年８月１日時点）

「東京こどもタイピングレース」：東京や全国各地にまつわるキーワードをタイピングしながら学ぶコンテンツ（東京コース、全国コースの２コース）

「バーチャル社会科見学」：普段見ることのできない都の施設の内部をバーチャルで見学できるコンテンツ（東京都庁、海の森公園、江戸更紗（染の里おちあい）、東京都健康安全研究センター、東京消防庁臨港消防署、多摩川第一発電所、警視庁、小河内ダム、東池袋雨水調節池、東京港コンテナターミナルの 10 施設）

「東京の魅力すごろく」：都内の自然や文化をすごろくで巡るコンテンツ（76 箇所）

「発見！東京都の仕事」：マップ上で都の仕事を探して学ぶコンテンツ（22 個）

「東京なるほど白書」：都の事業をクイズ形式で紹介するコンテンツ（27 テーマ）

「東京こども自由研究ラボ」：ＡＩの提案等により自由研究のテーマを探すことができるコンテンツ（約 130 テーマ）※夏休み期間中のみ公開

「東京こども算数マラソン」：計算問題を解きながら、区市町村等をすごろくのように進み、自治体の基礎情報も学べるコンテンツ（71 箇所）



東京こどもタイピングレース



バーチャル社会科見学



東京の魅力すごろく



東京なるほど白書



東京こども自由研究ラボ



東京こども算数マラソン

イ　Ｔｏｋｙｏ中高生Ｗｅｂサイト　Ｔｅｅｎｓ’Ｔｏｋｙｏ

「中高生に特化したサイトがほしい」という声を踏まえ、中高生にとっての「都政の玄関口」となるプラットフォームとして、日常的に利用したくなるようユーザー目線を徹底し、中高生と一緒にサイトを制作した。

具体的には、公募により選ばれた中高生がワークショップを通じて検討したコンテンツ内容やサイトの構成等を、令和７年 12 月に公開したベータ版に反映させた。さらにベータ版では、デザインや使い勝手に関するアンケートを実施し、その結果を踏まえ、令和８年３月から本格稼働している。

本サイトは「学び」「つながり」「情報発信」の３つをコンセプトとしており、愛称については中高生の投票により、「Ｔｅｅｎｓ’Ｔｏｋｙｏ」に決定した。

令和８年度のワークショップでは、「ＡＩ英単語コンテンツ（仮称）」及び「ＡＩ東京魅力発信コンテンツ（仮称）」の新規制作に向けた意見交換を行うなど、継続的に中高生の意見を聴きながら更なる充実を図っていく。

・主なコンテンツ（令和８年８月１日時点）

「みんなの取材」：中高生が自ら、職員へのインタビュー等により、都の関連施設や事業について取材した記事を掲載（記事掲載数 20）

「ＡＩ英会話コンテンツ」：日本に来た観光客を想定したＡＩアバターに対し、東京の観光名所について英語で説明（初級・中級・上級の３コース、観光名所 20 箇所）

「中高生向け情報」：都庁各局が実施する、様々なイベントの情報や、支援制度等の情報を体系別に集約し掲載

「悩み相談」：子供や保護者の日常的な不安や悩みを、匿名・無料で気軽に話せる相談チャット「ギュッとチャット」のほか、都庁各局が実施する各種相談窓口の情報を掲載



みんなの取材



ＡＩ英会話コンテンツ

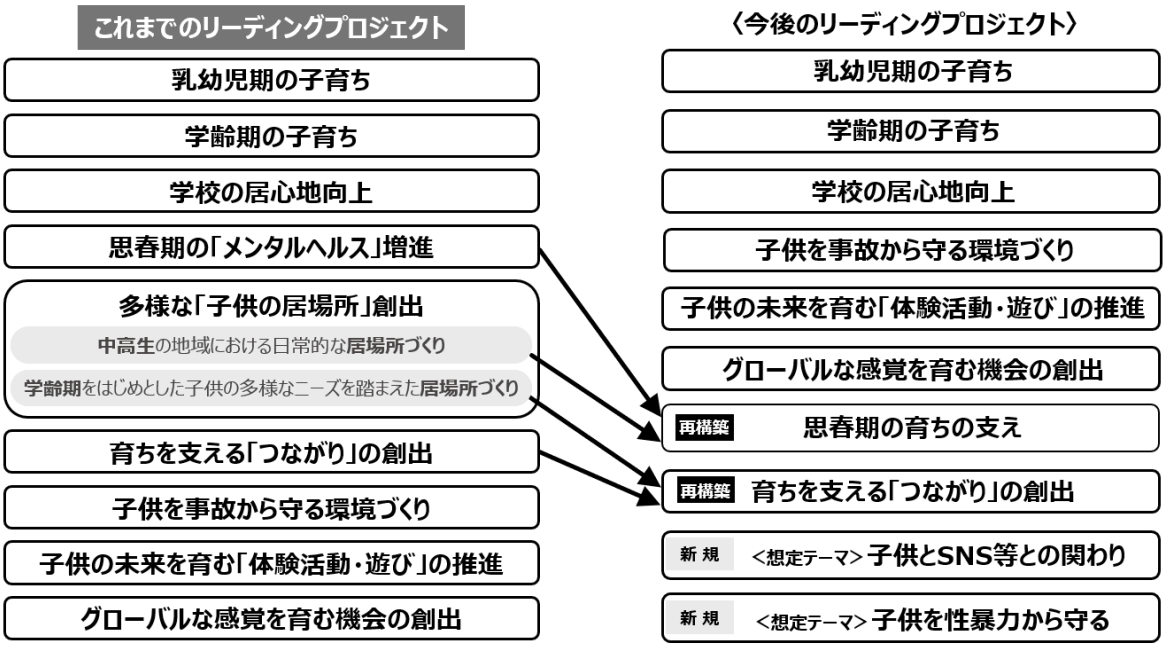


中高生向け情報（左：イベント情報、右：支援制度等の情報）

(7) 組織横断の取組の推進

子供や子育て家庭が直面する複雑化・複合化した今日的課題など、既存の枠組みでは対応が難しいテーマごとに、子供政策連携室が核となり、政策分野の垣根を越えて関係局からなる推進チームを組成し、リーディングプロジェクトとして組織横断で取り組んでいる。

類似の課題に対し一体的に対応を進めるため、プロジェクトを再構築するとともに、新たに直面する課題に対しては、新規のプロジェクトを組成していく。



ア　乳幼児期の子育ち

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、生活文化局、福祉局、教育庁≫

○ 子供目線に立った幼保共通のサポートに向けた取組を展開

幼稚園・保育所等のどちらに通っていても、乳幼児期から同年齢・異年齢の子供や、保護者以外の大人との関わりの中で、様々な体験・経験ができる環境を整え、全ての子供の生涯発達における土台形成を支援する。

【子供政策連携室事業】

・とうきょう すくわくプログラム推進事業（生活文化局・福祉局・教育庁に事業執行の一部を委任）

ＣＥＤＥＰ（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）と連携の下、全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」を策定した。本事業は、同プログラムに基づき、各園の環境や強みを生かしながら、各園が設定する「光」「音」「植物」等のテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援する。令和６年度から都内全域で展開している。

【プロジェクトの政策強化の方向】

子供の成長・発達を応援する「子育ち」支援を一層充実させるべく、多面的な取組を推進していく。

(ｱ)　とうきょう すくわくプログラム推進事業

継続的な実践に向けた取組を推進

・実践に要する経費補助やＣＥＤＥＰとの連携により、園の取組を継続的に後押し

・多様なツールを効果的に活用し、保護者の認知度向上や理解・共感の深化を促進

・都内外の自治体との連携により関係主体が相互に学び合うことで、探究活動の気運を醸成

実践における更なる質の向上・定着に向けた重層的な支援を実施

・すくわくナビゲーター園による助言・見学受入れ等により園同士が実践を共有し、互いに学び合う機会を創出

・区市町村と連携した研修会等を通じ、探究活動の定着を支援

・伴走型支援の充実等により、実施園の探究活動を後押し

(ｲ) 多様な他者との関わりの機会の創出事業・医療的ケア児等の育ちの支援事業

実効性の高い事業展開

・国の「こども誰でも通園制度」に加え、都独自の事業により、保護者の就労等の有無にかかわらない定期預かりの取組等を一層推進するとともに、幼稚園・保育所等における地域の子育て支援拠点の機能を充実

イ　学齢期の子育ち

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、生活文化局、福祉局、教育庁≫

○ 学校生活になじめない子供の多様な学びの場・居場所を創出

学校等での不登校対策の更なる充実と、多様な学びの場・居場所の創出の相互連携により、学校生活になじめない子供が自分らしく成長できるようサポートする。

【子供政策連携室事業】

(ｱ) 保護者の不安・悩みに対するサポート（生活文化局に事業執行を委任）

不登校に関して不安や悩みを抱える、都内在住の小・中学生の保護者を対象として、有識者によるセミナー、不登校経験者によるトークイベント、参加者交流会等のプログラムからなるイベントを実施していく。

(ｲ) ポータルサイトでの情報発信

保護者が必要なタイミングで、子供に合った支援や相談先などを探すことができるよう、不登校に関する情報を一元化したポータルサイトを運営している。

(ｳ) 情報収集の機会の提供

保護者がポータルサイトだけでは分からない情報を得られるよう、学校外の多様な学びの場・居場所を提供する団体等が参加する合同説明会を開催していく。

(ｴ) 幼稚園・保育所等から小学校への移行期支援

子供が小学校入学後、早期に学校生活になじめるよう、就学前の児童を持つ保護者のニーズに応じた、「幼稚園・保育所等から小学校への移行期ガイドブック（仮称）」を作成する。

【プロジェクトの政策強化の方向】

学校等や多様な学びの場・居場所が相互に連携し、学校生活になじめない子供一人ひとりの学びをサポートしていく。

(ｱ) 様々な不登校対策を多面的に展開

学校と子供をつなぎ、一人ひとりの状況に応じた支援を実施

・公立中学校でチャレンジクラスの設置促進

・公立学校・教育委員会とフリースクール等との連携推進

・デジタルを活用した新たな居場所や学びの場（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）の活用、教育支援センターの機能強化への支援、スクールソーシャルワーカーの活用など、区市町村における不登校対策を後押し

・エデュケーション・アシスタントを小学校１年生の各クラスに１名配置するモデル事業を実施するなど、児童が安心して学べる取組を推進

・保育所や学童クラブなどの地域の資源を活用し、多様な居場所づくりを推進

(ｲ)　多様な学びの場支援（保護者・利用者・事業者）

保護者支援の充実・強化

・保護者向けのイベントについて、参加者の声等を踏まえ、実効性を向上

・「幼稚園・保育所等から小学校への移行期ガイドブック（仮称）」の周知拡大

・「ＴＯＫＹＯ多様な学びの場・居場所ナビ」のアクセス分析を踏まえた改善

多様な学びの場における支援の質の向上

・多様な学びの場（フリースクール等）による子供一人ひとりの実情に即した学びを支援

ウ　学校の居心地向上

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、保健医療局、教育庁≫

○ 学校風土を改善し、子供が直面する様々な問題の発生を未然に防ぐ仕組みを構築

学校の居心地をより良くするための取組を研究機関等と連携して実施し、科学的なエビデンスに基づいて取組の効果を検証する。

【子供政策連携室事業】

・学校の居心地向上検証プロジェクト

都教育委員会や区市町村教育委員会と連携して、居心地向上に取り組む高等学校・中学校を新たに設定し、取組を推進している。

また、小学校版の事業スキームを構築するため、小学校のモデル校を新たに設定し、取組を実践していく。

【プロジェクトの政策強化の方向】

区市町村教育委員会等と連携し、高等学校・中学校における取組を展開フェーズに移すとともに、小学校での試行的取組を更に推進していく。

(ｱ)　居心地調査の実施促進

・居心地調査を実施しやすい基盤を整備するとともに、都教育委員会、区市町村教育委員会、研究機関等と連携し、都立高校、公立小中学校における居心地調査の実施を後押し

(ｲ)　コーディネーター配置の推進

・高等学校・中学校の居心地をより良くするための活動を支援するコーディネーターの配置を推進
・モデル校で構築する小学校版のスキームを活用し、小学校での試行的取組を更に推進
・更なる取組の展開に向けて、コーディネーターの担い手の育成等を推進

(ｳ) 取組校同士の交流機会の創出
・生徒が自校の取組を紹介するとともに、他校の取組の情報を収集し、新たな知見を得て自校での取組に生かす交流機会を創出

エ　子供を事故から守る環境づくり

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、生活文化局、都民安全総合対策本部、都市整備局、住宅政策本部、福祉局、保健医療局、産業労働局、建設局、教育庁、警視庁、東京消防庁≫

○ 「防げる事故」を確実に防ぎ、子供が安心してチャレンジできる社会を実現

産官学民連携の下、「変えられるものを変える」の視点で事故予防のサイクルを回しながら、子供の事故が起きにくい環境づくりを推進する。

【子供政策連携室事業】

(ｱ) セーフティ・レビュー事業

関係各局と連携し、事故事例データの収集・分析、専門家の知見等を生かした事故予防策の提言等を実施している。令和８年度は、「溺れによる事故」をテーマに、事故事例データの分析や子供の行動特性の解析等を通じて、エビデンスに基づいた事故予防策（提言）を取りまとめ、発信していく。

(ｲ) 事故情報等データベース構築事業

令和７年３月に公開した「子供の事故情報データベース」について、令和８年度は、ＡＩを活用することによる運用管理業務の効率化を図るとともに、関係局や国等の関係機関と連携し、掲載情報・データをタイムリーに更新していく。

(ｳ) 子供を事故から守る環境づくり促進事業

子供の事故が起きにくい環境づくりに向け、子供の事故情報データベースを活用しながら企業や大学・研究機関等が連携して取り組む研究や製品開発等を支援していく。

【プロジェクトの政策強化の方向】

子供の事故予防に係る多様な主体と連携し、事故予防の好循環サイクルの輪を拡大していく。

(ｱ) エビデンス・ベースの予防策の実践への後押し

保護者への効果的なアプローチ
・保護者が子供の安全を意識する「場所×タイミング」を生かした効果的な広報

子供を事故から守る環境づくりを促進
・産学連携による研究開発・製品開発等への支援を加速
・区市町村と連携し、様々な場面での事故予防策の具体的な実践を推進

(ｲ) 子供の事故情報データベースの利活用を促進

利用者に応じたユーザビリティの向上

・ＡＩ機能や検索性向上などのＵＸ改善を通じて、保護者や研究者・事業者など、誰もが使いやすいシステムへ

(ｳ)　「子供の事故が起きにくい環境づくり」を産官学一体で推進

都の取組発信を通じた子供の事故予防ネットワーク拡充

・都内外の自治体や大学・企業等と連携し、産官学一体で取組を推進

オ　子供の未来を育む「体験活動・遊び」の推進

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、生活文化局、都市整備局、建設局、港湾局、教育庁等≫

○ 官民の連携により、学校内外で様々な体験・遊びの機会を創出し、子供の豊かな育ちを社会全体でサポート

多様な主体と連携し、子供のニーズや発達段階に応じた、様々な体験・遊びの機会を創出する。

【子供政策連携室事業】

(ｱ)　子供の未来を育むプレーパーク整備促進事業

子供の意見を踏まえながら、プレーパークの整備に取り組む区市町村を支援し、子供が伸び伸びと遊ぶことができる環境を整備している。

(ｲ)　暑さ対策遊び場緊急整備事業

暑い時期でも子供が遊ぶことができるよう、プレーパークやボール遊び場、屋内遊び場において、暑さ対策に資する設備を整備する区市町村を支援している。

(ｳ)　子供の暑さ対策緊急支援事業

暑さ対策を講じながら、子供の「体験活動・遊び」の機会創出に取り組む区市町村を支援している。

(ｴ)　子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業

区市町村における学校外の「体験活動・遊び」の機会の創出を促し、全ての子供が多様な体験活動にチャレンジできる環境を整備している。

(ｵ)　子供の「体験活動・遊び」普及啓発事業

「体験活動・遊び」の専用ＳＮＳを活用し、子供の「体験活動」や「遊び」の大切さについて、分かりやすく親しみを感じる発信を行うとともに、子供と一緒に楽しみながら参加できる企画を実施することで、地域社会の理解促進を図っている。

(ｶ)　体験活動をワンストップで発信

都庁各局で実施している体験活動を取りまとめ、東京都こどもホームページ等で一元的に発信している。

(ｷ)　子供の「体験活動・遊び」における暑さ対策の情報発信

「暑い中でも、対策して『体験活動・遊び』を楽しむことができる」という切り口で、遊び場等を利用する未就学児から小学生までの保護者向けコンテンツを制作し、様々なチャネルを活用し発信している。

【プロジェクトの政策強化の方向】

多面的な取組により、全ての子供が多様な体験・遊びにチャレンジできる環境づくりを推進していく。

(ｱ) 学校内外で様々な「体験活動・遊び」を創出

学校内外で「体験活動・遊び」の機会を創出

・より多くの区市町村で、「体験活動・遊び」の機会を創出

・「体験活動・遊び」の取組事例等を発信し、子供の声を反映した体験活動や地域と関わりながら遊ぶことができる機会の創出に取り組む区市町村を支援

(ｲ) 子供の意見を反映する等、「遊び」の環境づくりをサポート

身近な地域での子供の遊び場の環境を更に充実

・暑い時期でも、子供が思い切り遊べるよう、暑さ対策を推進

・区市町村に対し、子供の意見を反映した遊び場づくりの好事例やノウハウを発信・共有するなど、より多くの遊び場の創出を促進

(ｳ) 「体験活動・遊び」の戦略的な発信

多様な主体との連携により発信力を強化

・子供の豊かな育ちを支える「体験活動・遊び」の理解と実践を広げるため、ターゲットに応じた戦略的な発信や多様な主体との連携を推進し、子供や保護者等への訴求力・発信力を一層強化

・暑さ対策など、子供が「体験活動・遊び」を思い切り楽しめるよう、季節に応じた工夫や対策に関する発信を強化

・各局や区市町村が都内各地で実施する多様な取組を一体的に発信

カ　グローバルな感覚を育む機会の創出

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、総務局、生活文化局、福祉局、産業労働局、教育庁≫

○ 子供たちが将来、世界を舞台に活躍する未来を描けるよう、早くから多文化に親しみ、豊かな国際感覚を育む機会を創出

日本と世界を知り、グローバルな素養を磨くため、専門家会議の有識者の意見を参考に、学校内外で子供の国際感覚を育む取組を幼児期から高校段階までシームレスに展開する。

【子供政策連携室事業】

(ｱ) 幼児期における国際感覚の涵養

幼児期における国際感覚を育む機会の創出に向けて、専門家会議の有識者の意見を参考に、幼稚園や保育所等での実地調査を踏まえ、幼児期における取組の方向性等を検討している。

(ｲ) ＴＧＧを活用した英語・国際体験プログラム

都内の小中学生を対象に、将来、国際的な視野を持って社会で活躍できるよう、世界の多様な文化・社会等をＴＯＫＹＯ　ＧＬＯＢＡＬ　ＧＡＴＥＷＡＹ（ＴＧＧ）で身近に体験できるプログラムを開発・実施している。

【プロジェクトの政策強化の方向】

(ｱ)　幼児期における国際感覚を育む取組の推進

幼稚園・保育所等での取組内容を検討

・幼稚園・保育所等において、幼児期にふさわしい国際感覚を育む取組の展開を目指し、専門家会議からの助言を受けてとりまとめた幼稚園・保育所等での実地調査の結果等をもとに、具体的な取組内容を検討

(ｲ)　学齢期における国際感覚を育む取組の推進

学校外での国際感覚を育む取組の推進

・学齢期における学校外での国際感覚を育む取組に関する専門家会議での議論等を踏まえ、子供に身近な区市町村における多様な体験機会の創出を支援

・より多くの子供が国際感覚を育めるよう、「東京都こどもホームページ」「Ｔｏｋｙｏ中高生Ｗｅｂサイト」を活用し、様々な文化や言語に触れる機会を提供

・ＴＧＧを活用した世界の文化を英語で体験できる「ワンデーオブワンダー！」を通じて、世界の文化を英語で体験できる機会を提供

(ｳ)　グローバル人材の育成に向けた取組を推進

・都立学校の国際交流プログラムや海外留学等支援を推進

キ　再構築するリーディングプロジェクト

○ 思春期の育ちの支え

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、福祉局、保健医療局、教育庁等≫

未来を担う子供たちの誰もが将来に希望を抱くことのできる社会の実現に向け、思春期のメンタルヘルス対策を強化するとともに、子供一人ひとりの置かれている環境に寄り添い、思春期の子供の居場所を創出し、ウェルビーイングを向上させる。

(ｱ)　思春期の「メンタルヘルス」増進

○ メンタルヘルス対策の強化

思春期におけるメンタルヘルスの増進は、成人期において充実した生活を送るための大切な基盤である。未来を担う子供たちの誰もが将来に希望を抱くことのできる社会が実現できるよう、メンタルヘルス対策を強化していく。

【子供政策連携室事業】

① 思春期メンタルヘルス増進プログラム共同開発事業

思春期の子供がメンタルヘルスのレジリエンススキルを身に付けることができるデジタルプログラムを、専門的知見を有する京都大学及び東京都医学総合研究所と共同で開発する。令和８年度は高校生用デジタルプログラムの開発を進めている。

② 子供の日常の過ごし方調査（東京の子供のこころと学び・生活に関する３か年アンケート）

東京に暮らす子供の日常の過ごし方、心の健康度、ストレス因子等を多面的に分析し、思春期のメンタルヘルスに影響を与える事象等を把握するため、３年間、同一の

思春期の子供（都内在住の小学３年生から中学３年生（令和８年度時点））及びその保護者を対象に調査を実施している。

(ｲ) 思春期の「子供の居場所」創出

○ 中高生の日常的な居場所の創出

中高生一人ひとりの置かれている環境に寄り添い、日常的な居場所を創出することで、思春期における子供のウェルビーイングを高めていく。

【子供政策連携室事業】

・中高生の地域における居場所づくり

中高生の意見を取り入れた居場所づくりや、中高生自身が運営やプログラム企画に参画する居場所づくりに取り組む区市町村をハード・ソフトの両面から支援している。

また、多様な他者との交流機会の設定や中高生に対する相談機能の導入、ユースワーカー等のスタッフの配置等の経費を補助し、中高生の幅広いニーズに対応する居場所の創出を促進している。

【プロジェクトの政策強化の方向】

様々な不安や悩みを抱える「思春期の子供の育ち」を支えるため、多面的な取組を実施していく。

① エビデンスに基づき思春期の心身の健康づくりを推進

- 高校生用デジタルプログラムの利用促進に向け、高校生の意見やアイデアを踏まえ制作した広報コンテンツ等を活用し、効果的な広報を実施
- 発達状況に応じた中学生用デジタルプログラムによるメンタルヘルス対策の実施に向けた取組を推進
- 受験や進路、ＳＮＳ・ＡＩの利用状況など、思春期のメンタルヘルスに影響を与えているストレス因子等を把握・分析し、施策を強化

② 思春期の心の不調に関する気づきと見守りを促進

- 外部有識者や自治体関係者で構成される検討委員会において策定した自殺対策ガイドラインを基に、自殺予防教育を推進
- いじめなどの課題を抱える児童・生徒への支援等に向け、小・中学校における外部人材の活用を促進
- 市販薬の過剰摂取について都内薬局等と連携した注意喚起を行うなど、若者等の自殺防止に向けた普及啓発を促進

③ 思春期の子供の多様なニーズを踏まえた居場所づくりを強化

- 区市町村等と連携し、中高生の幅広いニーズに対応した、地域における日常的な居場所の創出を推進するとともに、「Ｔｏｋｙｏ中高生Ｗｅｂサイト」と連携して中高生の居場所を効果的に周知
- 子供の居場所において現場を支えるユースワーカー等の担い手の育成等を後押し

○ 育ちを支える「つながり」の創出

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、政策企画局、総務局、デジタルサービス局、生活文化局、都民安全総合対策本部、住宅政策本部、福祉局、保健医療局、産業労働局、教育庁等≫

日常的な不安や悩み、困難に寄り添い、子供の育ちを支える環境を強化していくため、相談・支援に関する取組を総合的に推進

⑺　子育てのつながり創出

○ 日常的な不安や悩みに寄り添う、東京ならではの支援

子育て家庭に寄り添ったきめ細かな施策により、“子育てのつながり”を創出する。

【子供政策連携室事業】

① ファミリー・アテンダント

子育て家庭の孤独・孤立による不安や悩みの予防・解消に向け、地域団体の人材等と連携して「定期訪問等による見守り」と「傾聴・協働による伴走支援」に取り組む区市町村への支援を実施している。訪問時にはおむつや液体ミルク、絵本等の育児支援品を提供している。

② 子供・子育てメンター“ギュッとチャット”

子供本人と保護者を対象に、スマートフォンやパソコン等からチャット形式で気軽に相談できる「子供・子育てメンター“ギュッとチャット”」を運営し、どこに相談したら良いか分からないような漠然とした不安や悩みを最初に受け止め、継続して対話できる環境を整備している。

子供や保護者のライフステージに応じた不安や悩みをシームレスに受け止めるため、心理士、保健師、福祉士等の専門職、元教員、子供と年齢の近い若者等の「ギュッとも」と呼ばれる多様な相談相手から自分に合った相手を選び、匿名で気軽に相談できる体制を構築している。

相談に当たっては、ウェブサイトに直接アクセスして利用できるほか、東京都こどもホームページ等へのリンク掲載や、各種外部サービスとのアカウント連携を行い、アクセス経路の充実も図っている。

⑴　日本語を母語としない子供を支援

○ 一人ひとりの実情に寄り添った多面的な支援を展開

子供目線に立った相談体制の整備や居場所づくりの促進に取り組むとともに、一人ひとりに応じた日本語教育・指導により、地域や学校への適応をサポートし、多くの人とつながり、心理面や生活面等にも寄り添った、きめ細かな支援を実施する。

【子供政策連携室事業】

① 多文化キッズサロン設置支援事業

日本語を母語としない子供の地域の居場所として、「学習」「相談」「交流」等の機能

を一体的に備えた多文化キッズサロンを設置・運営する区市町村を支援している。

② 「日本語を母語としない子供」を日本語教育につなぐ取組事例集

令和６年度に作成した区市町村における「子供を日本語教育につなぐ取組」の好事例を取りまとめた事例集を改訂し、区市町村に共有するとともに、ホームページで公開等をしている。

(ｳ) ヤングケアラーを支える

○ 子供・若者が直面する実情に寄り添ったきめ細かい支援を展開

ヤングケアラーを早期に把握する環境づくりの推進、子ども・若者育成支援推進法の一部改正（令和６年）も踏まえた関係機関の連携及び情報共有の促進、ヤングケアラーへの多面的・継続的な支援の充実、ヤングケアラーのいる家族全体を支える視点からの施策の推進に取り組むことで、当事者の意見を尊重し、本人が直面する実情や気持ちに寄り添いながら、多機関連携の下、多面的かつ切れ目のないサポートを実施する。

【子供政策連携室事業】

・ ヤングケアラー支援

ヤングケアラーについて認知し理解を深めてもらうため、出前授業を行うとともに、ヤングケアラー支援の着実な実施に向け、関係各局との連携及び情報共有を図る。

(ｴ) ユースヘルスケア

○ 思春期特有の健康上の悩みを解消し、ユース（10 代の子供・若者）の健康を増進

心身の様々な変化に直面するとともに、不安や悩みを抱え込みやすい思春期の子供に対し、自らの健康管理の意識向上と行動を後押しするとともに、ユース目線に立った相談環境の整備を推進し、適切な健康管理の基礎を培いながら、将来を見据えた健康増進の取組を支援する。

【子供政策連携室事業】

・ ユースヘルスケア事業

思春期に知っておきたい健康管理情報を伝えるため、出前授業を行うとともに、ユースヘルスケア事業の着実な実施に向け、関係各局との連携及び情報共有を図る。

(ｵ) 多様な「子供の居場所」創出

○ 子供の多様なニーズを踏まえた居場所の創出

子供にとって、居場所は、幸福度や自己肯定感等を高める上で重要な役割を果たしている。一人ひとりの置かれている環境に寄り添い、子供の居場所を創出し、子供のウェルビーイングを高めていく。

【子供政策連携室事業】

・多様な「子供の居場所」創出

地域の実情に応じた「子供の居場所」の設置などに取り組む区市町村の後押しにより、多様な「子供の居場所」を創出するため、関係各局との連携及び情報共有を図る。

【プロジェクトの政策強化の方向】

相談・訪問・居場所・情報発信を連動させ、悩みを早期に受け止め、庁内で連携のうえ、必要な支援につなぐ重層的な支援体制を強化していく。

① 日常的な不安や悩みを気軽に相談できる環境づくりを強化

・“ギュッとチャット”を相談支援の中核的な役割を担う窓口として、各局の専門相談窓口との連携を強化

・相談者のニーズに対応した相談体制の充実や、ＡＩの活用を進めることで、相談サービスをより一層充実

・専門家等の助言を取り入れる仕組みの構築等により相談の質を向上

・より多くの人に認知してもらえるよう、積極的な広報を展開

② 様々な不安や悩み、困難を重層的に支援

・地域の民間団体等の人材を活用した子育て家庭への日常的な寄り添いを通じて、子育て家庭の孤独・孤立対策を実施し、母子保健部門・児童福祉部門等と連携した重層的な支援を強化

・日本語を母語としない子供への支援や、地域の実情に応じた「子供の居場所」の設置などに取り組む区市町村を後押し

・ヤングケアラー支援やユース向け相談・健康管理の情報発信など、子供が抱える様々な課題に対して、庁内連携した切れ目ない支援の着実な実施

ク　新たなリーディングプロジェクト

○ 子供とＳＮＳ等との関わり

ＳＮＳ・生成ＡＩなど、子供を取り巻く昨今のインターネット利用環境は劇的に変化しており、使いすぎや利用トラブルなど負の影響も懸念される一方、学習の支援に資するツールや居場所の一つになっている。子供がＳＮＳや生成ＡＩを安全・安心に利用できるよう、ＳＮＳ等との関わりについて意識の醸成を図っていく。

【プロジェクトの政策強化の方向】

ＳＮＳや生成ＡＩを活用する際のリテラシーの普及・啓発の強化等を通じて、子供がデジタルツールを安全・安心に活用できる環境の整備を推進していく。

○ 子供を性暴力から守る

子供に対する性暴力は、将来にわたり被害者の心身に甚大な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する悪質な行為である。子供の性被害に関する検挙件数は増加しており、子供を守る取組が急務であるとともに、子供による性加害への対応も喫緊の課題である。性暴力の未然防止等の取組を強化し、安全・安心な環境を創出していく。

【プロジェクトの政策強化の方向】

子供を被害から守る対応のみならず、子供を加害者にしないという視点も含め、「子供を性暴力から守る」ため、都庁一丸となって総合的に対策を推進していく。

(8) 多様な主体と連携した子供の笑顔を育む取組

ア　こどもスマイルムーブメント

企業・ＮＰＯ・学校・区市町村等、社会の様々な主体と連携し、官民一体となって「子供の笑顔があふれる社会」「安心して子供を産み育てられる社会」を目指す取組として、令和３年度より「こどもスマイルムーブメント」を推進している。

幅広い主体の連携を都が促進し、リーディングモデルとなる象徴的な取組であるコア・アクションや、参画企業・団体が主体となる、各主体の特性や強みを生かしたアクションにより、子供の笑顔につながる様々な取組を展開している。

令和８年８月時点で、2,500 を超える企業・団体がこどもスマイルムーブメントに参画している。

(ｱ)　コア・アクションの推進

都が幅広い主体の連携を促進し、リーディングモデルとなる次の取組を展開する。

①　子供の参画機会・体験機会の創出

こどもスマイルムーブメントアンバサダーの活用により、次の取組を実施し、子供の参画機会・体験機会を創出していく。

・子供との対話機会の創出

各界の第一線で活躍するアンバサダーと子供が対話する機会を創出することにより、子供の発見や学びにつなげるとともに、「子供を大切にする」というメッセージを社会全体へ発信していく。

②　子育てしやすい社会に向けた「育業」の推進

令和４年度に発表した育児休業の愛称「育業」の理念を広く普及させ、望む人誰もが「育業」できる社会の気運を醸成し、親子時間を大切にした多様な働き方を推進するため、次に掲げる取組を展開していく。

・男性育業推進に向けた動画の制作・配信
・育業サンキューエピソードの募集・普及啓発事業
・育業推進企業へのメリット調査・普及啓発事業
・官民と連携した情報発信

③　中高生の職業体験（ＴＯＫＹＯ　Ｊｏｂ　ＥＸ）

職業体験を希望する中高生と企業・団体をマッチングする「ＴＯＫＹＯ中高生職業体験サイト　Ｊｏｂ　ＥＸ（ジョブイーエックス)」を通じて、中高生のニーズを捉えたリアルな職業体験の機会を提供している。

また、本事業の一環として、「中高生リポーター」が職業体験に自ら参加して体験した内容や企業・団体の取組、経営層等へのインタビューを、中高生の目線で記事にして「Ｊｏｂ　ＥＸ」サイトで発信していく。

(ｲ)　参画企業・団体によるアクションの促進

参画企業・団体による主体的アクションの展開を様々な手法で促進し、子供の笑顔につなげていくため、次に掲げる取組を推進する。

・子供の笑顔を育む先進的な取組を行う企業・団体への表彰

子供の笑顔を育む先進的な取組を実施する参画企業・団体を「こどもスマイルムーブメント大賞」として表彰している。受賞企業・団体の取組については、都がメディア等で広くＰＲし、子供を大切にする社会に向けた気運を一層高めていく。

(ｳ)　こどもスマイルムーブメントの普及啓発

こどもスマイルムーブメントとしての一体感を醸成し、認知度を向上させるため、ロゴやアンバサダーを活用した発信等により、都民や企業・団体など様々なターゲットに向けた情報発信等を展開している。

イ　区市町村に対する支援

子育てに全力で取り組む区市町村の先駆的・分野横断的な取組を支援するため、令和３年度に「子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業」を創設した。子供・子育てにやさしいまちづくりや、デジタルを活用した子供・子育て支援サービスの充実などの区市町村の取組に対する支援を通じて、行政分野の枠組みを越えた子供目線の取組を推進している。

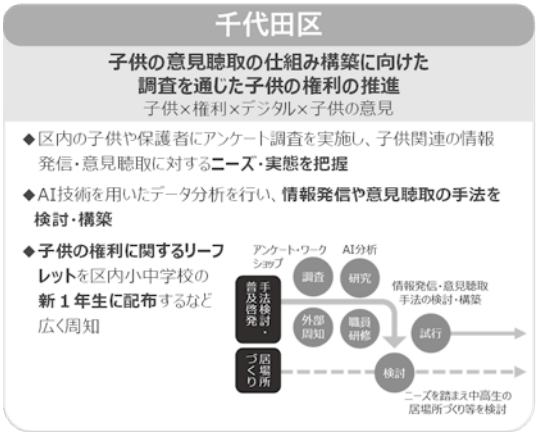
(ｱ)　補助期間

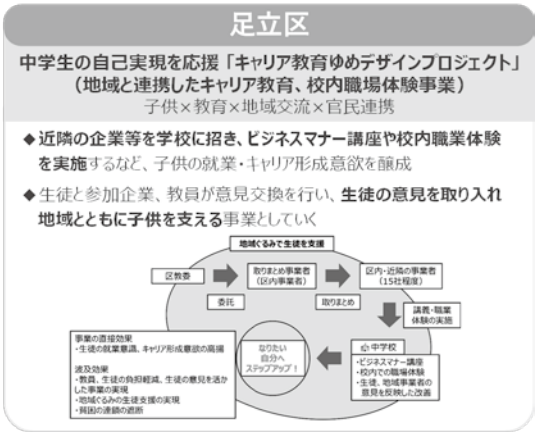
最大３か年

(ｲ)　補助率

10/10（既採択自治体は補助率 1/2）

＜令和７年度採択事業＞





葛飾区

公園と一体となった子ども未来プラザの整備
子供×子育て×公園×地域交流

◆地域の子育て拠点である子ども未来プラザと公園の一体整備により、**屋内外の多様な遊び場を創出**

◆各種手続きの**ワンストップ対応**や母子保健と子育て支援の相互サービスを通じ、**妊娠期から子供が成人するまで切れ目なく支援**

◆多世代が利用可能な地域交流スペースの整備や公園を活用した協働イベントを通じた**地域交流を推進**





青梅市

デジタルを活用した、
子供の知りたい！学びたい！を引き出す読書活動の充実
子供×子育て×教育×福祉×デジタル

◆市内小中学生の**「電子書籍モニター」によって、電子書籍サービスを普及啓発**

◆子供の読書環境の改善に向け、学校図書館において、書籍のデータベースを作成・管理する**蔵書管理システムを導入**

◆図書館職員が教員に対し、書籍の効果的な活用方法について助言を行い、学校の授業へ展開するなど、**図書館と学校の連携により子供の読書活動の充実を目指す**



青梅市

中高生・若者が集う居場所づくり事業
子供×若者×子供の意見×居場所

◆中高生の「自習スペースや友達とゆっくり話せる場所」を求める声を取り入れ、市庁舎の一部を改修した**学習スペース・交流スペースを整備**

◆「こども会議（仮）」を開催の上、**子供が意見を表明し、市政に反映できる仕組み**を構築

◆「こども会議（仮）」での意見を反映した**「青梅市こども基本条例（仮）」を制定し、子供の権利を普及啓発・機運醸成**




狛江市

子供を中心とした
連続性のあるシームレスな支援体制の構築
子供×子育て×教育×福祉×デジタル

◆各部署で個別に管理している子供の**「相談情報」「属性情報」を一元化**

◆システムを介した情報連携により、**悩みを抱える子供とその保護者を支援**し、子供の特性に応じた適切な教育機会・学習環境を提供

◆健康管理システム等の連携により、**虐待リスクを予測・顕在化**し、支援の必要性が高い子供や世帯のリスク管理・対応を強化



多摩市

子供たちと一緒につくるインクルーシブな広場と公園・アートの連携
子供×公園×教育×福祉×アート

◆特別支援学校へのアンケートや近隣住民とのワークショップ、小学校の出前授業などを通じ、**子供たちが広場の整備内容の決定に関わる**ことで、**広場への愛着を醸成**

◆障がいの有無に関わらず**誰もが参加できる作品展を屋外にも拡充**し、公園での展示を通じて**多様性や障害への理解**を深めていく

◆市内で実施する車いす体験等の**福祉体験学習**において、新たに整備するインクルーシブな広場を活用することで、**継続性のある多様性理解の取組**を促進




あきる野市

自然の中で学び・遊べる公園整備事業
子供×公園×教育×遊び×自然×地域交流

◆児童館利用者や自然体験イベントに参加した子供に加え、森づくり等について学ぶ小学生（森の子コレンジャー）へアンケートを行い、**設置遊具や樹木等に子供の意見を反映**

◆市内の子供を対象に、**自然遊びや落ち葉を活用した堆肥作り体験**など自然体験イベントを実施

◆**コミュニティ形成の場**として、**子供を中心とした子育て世帯が足を運びたくなるような**公園を整備



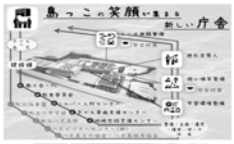
八丈町

島っこの笑顔が集まる新しい庁舎整備事業
子供×子育て×教育×地域交流×居場所

◆庁舎内に**無料の遊び場や親子で食事等ができる交流の場**を設置し、ミニ水族館の整備により**自然を学べる場を創出**するなど、**子供の意見を反映した庁舎環境**を構築

◆フリースペースや相談室等に学習用Wi-Fiを整備し、自主学習環境が少ない島ならではの**第三の居場所を創出**

◆職員等が防犯カメラで監視できる体制を構築し、**子供の安全な環境を確保**





⑼ 子供政策総合推進本部の運営

ア　設置の目的

子供政策を全庁的に推進する司令塔として、本部長を知事、副本部長を全副知事及び教育長、本部員を各局等の長とする子供政策総合推進本部（以下「推進本部」という。）を令和４年４月に設置した。

必要に応じて本部会議を招集し、子供政策の全体方針の共有や各局等の子供目線に立った取組の推進、先進事例等の共有等を図っている。

イ　子供政策連携推進チーム

推進本部の下に、子供政策連携推進チームを設置し、子供や子育て家庭が直面する複雑化・複合化した課題等に対し、分野横断的な視点に立って機動的に取組を推進している。

本チームは、検討テーマごとに、関係局等の必要なメンバーで構成されている。

検討テーマ

- 乳幼児期の子育ち
- 学齢期の子育ち
- 学校の居心地向上
- 思春期の育ちの支え
- 育ちを支える「つながり」の創出
- 子供を事故から守る環境づくり
- 子供の未来を育む「体験活動・遊び」の推進
- グローバルな感覚を育む機会の創出
- 新たな取組（子供とＳＮＳ等との関わり、子供を性暴力から守る）

ウ　幹事会

推進本部の円滑な運営と、推進本部で提起された子供政策の着実な推進を図るため、幹事会を設置している。幹事会は原則として部長級職員によって構成され、全庁的な取組の推進に向けた具体的な方針や取組状況の確認を図っている。

２　結婚・子育て支援策の企画・立案及び調整

社会経済環境の変化や価値観の多様化など、時代の移り変わりとともに、人々のライフプランや日々のくらしは大きく変化してきた。こうした中で、「結婚したい」「子供を持ちたい」という望みを持ちながら、将来への不安・悩みを抱え、一歩を踏み出せない人が少なくない。

「結婚したい」「子供を持ちたい」という希望を叶える東京に向け、多様な価値観や考え方を尊重しながら、都民一人ひとりの不安や悩みに寄り添った結婚・子育て支援策を強力に推進するため、全庁的な視点に立ち、施策の企画・立案や各局等が行う施策の総合調整を行う。

あわせて、国や他自治体との連携を更に強化し、都の先駆的な取組を全国に波及させていく。

(1)　「～『叶えたい』を支えたい～ 結婚・子育て支援策の推進に向けた論点整理 2026」の策定

「結婚を望む人が前向きに一歩を踏み出すことができる」

「子供を持つことを望む人が安心して産み育てることができる」

そうした社会の実現に向けて、都は、多様な価値観や考え方を尊重しながら、都民目線でのライフステージを通じた切れ目ない支援を積極的に展開してきた。都が展開する施策には多くの共感が寄せられ、今では９割を超える都内の子育て家庭が「東京は子育てしやすい」と実感している。こうした中、昨年の東京における日本人の出生数は、10 年ぶりに増加に転じた。出生数の先行指標とも言われる婚姻数も、２年連続で大幅に増加している。

都民の共感を基軸としながら、「結婚したい」「子供を持ちたい」という希望を叶える東京に向けた「現在地」を確認するとともに、最新のデータや知見を基に、把握した課題や都民ニーズを踏まえ、為すべき施策を果断に進める必要がある。

また、社会の存立基盤を揺るがす国家的な課題である少子化に対し、日本全国の若者が明るい将来展望を描けるよう、都の先駆的な取組を全国に波及させ、国を挙げた取組に発展させることが重要である。

こうした考え方を踏まえ、出会いから結婚、妊娠・出産、子供の健やかな成長に至るまで、幅広い分野における来年度予算の政策検討の課題を整理した「～『叶えたい』を支えたい～ 結婚・子育て支援策の推進に向けた論点整理 2026」を令和８年７月にとりまとめた。

「～『叶えたい』を支えたい～ 結婚・子育て支援策の推進に向けた論点整理 2026」の内容

○ 東京都の主な結婚・子育て支援策（令和８年度）



○ これまでの 10 年間の取組の変遷

- ✓ 都はこれまでの 10 年間で、経済的支援のみならず、人を中心に据えた先駆的で切れ目のない支援を多面的に展開

○ 「結婚したい」「子供を持ちたい」という希望を叶える東京に向けた現在地

- ✓ 「結婚したい」・「子供を持ちたい」という都民の望みと現実には依然としてギャップがある
- ✓ 晩婚化・未婚化が進行し、生涯未婚率や無子率も増加
- ✓ 出生は若年世代で大きく減少、20 代までに結婚する人は世代を追うごとに一貫して減少
- ✓ 東京は 20～30 代の結婚・出産が多く、若年女性の働き方にも大きな変化
- ✓ 若い世代ほど結婚意向は高いが、結婚に対する考え方は多様化
- ✓ 多くの夫婦が子供を持つことを望むが、若い世代の子供を持つことに対する考え方は多様化
- ✓ 結婚や子供を持つことに対する都民の不安や悩みは多岐に渡る

○ 今後の政策検討課題

- ✓ 分野ごとの現状・分析等を踏まえ、より実効性の高い施策を構築
- ✓ 様々な政策分野ごとに、制度の根幹に立ち返りながら、支援のあるべき方向性について多角的に検討

【政策分野ごとの検討課題】

（出会い・結婚）

- 望む人が一歩踏み出す後押しとなる取組を推進

（妊娠・出産）

- 安心して妊娠・出産できる環境整備を促進

（子育て期の支援）

- 全ての子供・子育て家庭に対し、ライフステージを通じた切れ目ない支援を展開

（教育・住宅）
- ● 子育て世帯の実態に応じた教育支援を充実
- ● 子育て世帯等が安心して生活できる住宅確保策を推進

（就労環境・職場環境）
- ● 若年層や子育て世帯の経済基盤を充実
- ● 望む人が安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる労働環境の整備を促進

（社会気運・環境整備）
- ● 子供・子育てにやさしい社会づくりを推進

○ 取組のバージョンアップに向けて
- ✓ 都民ニーズや課題等を継続的に把握・分析するとともに、長期的な視点に立った効果検証を実施
- ✓ 「『叶えたい』を支えたい」をキーメッセージとして、事業単位の広報ではなく、統一的に都庁各局の結婚・子育て支援策をブランディングし、組織の垣根を越えた当事者目線での広報を展開

○ 国を挙げた取組に向けて
- ✓ 少子化は、社会の存立基盤を揺るがす国家的な課題であり、国が戦略的に取り組むべきもの
- ✓ 国は、人口戦略を含めた国家ビジョンを示し、法制上・財政上の措置を行うことが必要
- ✓ 都は、望む人が安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向け、引き続き都民に寄り添った支援策を果断に展開し、国や地方をリードしていく

(2) 「『叶えたい』を支えたい アクションプラン 2027（仮称）」の策定

令和８年度内を目途に、結婚・子育て支援策の更なる加速に向け、令和９年度に実践する結婚・子育て支援策の全体像を整理した「『叶えたい』を支えたい アクションプラン 2027（仮称）」を策定する。

結婚や子育てに関するあらゆる「不安」を解消し、「安心」に変えていくことで、「結婚を望む人が前向きに一歩を踏み出すことができる」「子供を持つことを望む人が安心して産み育てることができる」社会の実現を目指す。

(3) 結婚・子育て支援策の推進

ア 結婚・子育て支援策の総合調整

結婚・子育て支援策の推進に向け、各局等の事業展開に関する総合調整を行っている。

＜過去の実績（主なもの）＞
- ・ 令和８年１月「『叶えたい』を支えたい アクションプラン 2026」
 令和８年度に実践する結婚・子育て支援策の強化策と全体像を整理
- ・ 令和８年７月「～『叶えたい』を支えたい～ 結婚・子育て支援策の推進に向けた論点整理 2026」
 令和９年度予算に向け、結婚・子育て支援策における政策検討課題を改めて整理

イ 継続的な要因分析と長期的な視点に立った効果検証

実効性ある結婚・子育て支援策を展開するため、最新のデータ整理や都民の意識調査、幅広

い分野の有識者に対するヒアリング等を実施している。

令和８年度は、４月から６月にかけて若年層及び子育て世代を対象とした意識調査（オンラインアンケート・グループインタビュー・個別インタビュー）を実施した。また、有識者等の助言等も活用しながら、結婚や子育て等に関する海外意識調査や学校の教材等の共同利用等に関する調査、長期的な視点に立った効果検証の仕組みの構築に向けた検討等に取り組んでいる。

ウ　国との連携

社会の存立基盤を揺るがす国家的な課題である少子化に対し、日本全国の若者が明るい将来展望を描けるよう、都の先駆的な取組を全国に波及させ、国を挙げた取組に発展させることが重要である。都は、定期的に国との意見交換を行うとともに、政策の強化や、制度改正等を要望している。令和８年６月には「少子化への対処に関する要望」として、人口戦略を含めた国家ビジョンを掲げることや、ライフステージを通じた切れ目ない支援の実現に向け国家的な視点で制度設計することなどを要望した。

エ　区市町村に対する支援

「子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業」の結婚・子育て支援区分において、区市町村が地域の実情を踏まえて実践する結婚・子育て支援策を積極的に後押ししている。

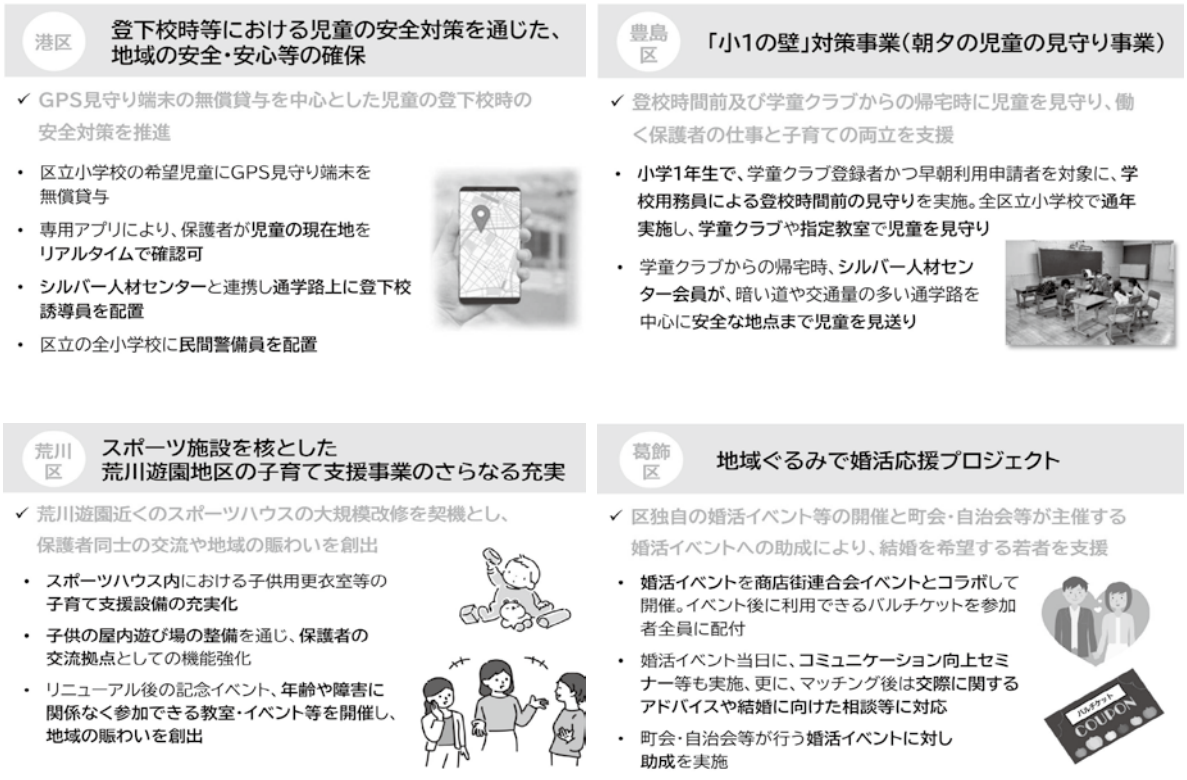
(ｱ)　補助期間

最大３か年

(ｲ)　補助率

10/10（既採択自治体は補助率 1/2）

＜令和７年度採択事業＞





オ　若年層や子育て世代への戦略的な情報発信

結婚や子育てに対する不安やネガティブなイメージを払拭し、安心感やポジティブな気運を醸成するため、「『叶えたい』を支えたい」をキーメッセージとして、若年層や子育て世代に対し、施策のＰＲ動画やホームページ等により結婚・子育て支援策に関連する情報を切れ目なく発信している。



施策ＰＲ動画



ホームページ

３　若者政策に係る重要施策の企画・立案及び連携推進

思春期の子供から成人への移行期に当たる年代を対象とした、既存の枠組みに収まらない新たな重要施策の企画・立案及び事業を所管する関係局間の連携推進を図る。

(1)　思春期の子供から成人への移行期に当たる年代を対象とした既存の枠組みに収まらない新たな重要施策の企画・立案及び連携推進

ア　東京グローバル・パスポート（生活文化局に事業執行を委任）

コロナ禍を経て、日本人の海外留学者数が大きく減少する中、近年の急激な円安進行や物価高により留学費用が高騰し、留学することが一層困難なものになっている。未来を創造するグローバル人材の育成を図るため、意欲ある大学生等が自ら留学計画を立て、海外留学への最初の一歩を踏み出せるよう、留学期間に応じた都独自の海外留学支援を実施しており、令和８年７月以降、本制度の支援を受けた第一期生が留学を開始している。

イ　海外大学進学支援制度の創設に向けた支援スキーム等の検討

東京ひいては日本の未来を切り拓くグローバルリーダーの輩出を目的として、若者が学生時代から豊かな国際感覚を養い、自らの可能性を広げられるよう、世界トップレベルの大学への進学を目指す都内の高校生を対象に、海外大学進学支援制度について、支援スキーム等の検討を行う。

教育庁では令和８年度に、都立高校等に通う生徒を対象に給付型の奨学金による支援制度を創設し、募集・選考を実施する。

ウ　若者チャレンジ応援プログラム（世界とつながるロールモデルセッション）

高校生・大学生等と、多様な分野で活躍する同世代や社会人との交流の場を創出し、将来の目標やキャリアについて深く考え、行動へと踏み出すきっかけを提供することで、若者がグローバルな舞台で力を発揮し、社会の様々な課題に挑戦していくことを後押ししていく。

エ　学生等の通学実態等に関する調査

学生等の通学手段やバスの利用状況、地域や家庭ごとの通学にかかる負担の状況など、学生等の通学実態等について様々な観点から調査を実施していく。

参 考 資 料

東京都こども基本条例

令和 3 年 3 月 31 日 条例第 51 号

こどもは、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在である。

社会の宝であるこどもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。）では、こどもに対するあらゆる差別の禁止、こどもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及びこどもの意見の尊重を一般原則としている。

全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない。

「こどもを大切にする」視点から、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもの目線に立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。

また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけこどもへの影響は顕著である。いかなる状況下においても、こどもの幸福を追求していくことが何より重要であり、東京都がなすべき責務を明らかにしなければならない。

こうした認識の下、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、こどもの健やかな成長に寄与することを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都（以下「都」という。）が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、こどもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「こども」とは、十八歳に満たない者をいう。なお、こどもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

（基本理念）

第三条 こどもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先とすることで、全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備していかなければならない。

（こどもの権利）

第四条 都は、こどもの権利条約を踏まえ、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。

（こどもにやさしい東京の実現）

第五条 都は、社会全体でこどもを育み、こどもにやさしい東京を実現するため、こどもの目線に立った施策を率先して推進するものとする。

（こどもの安全安心の確保）

第六条 都は、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るため、こどもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

（こどもの遊び場、居場所づくり）

第七条 都は、こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）と連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする。

（こどもの学び、成長への支援）
第八条 都は、こどもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、こどもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。

（子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援）
第九条 都は、様々な不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、特別な支援や配慮を要するこども及び社会的養育を必要とするこどもへの施策をはじめ、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。

（こどもの意見表明と施策への反映）
第十条 都は、こどもを権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

（こどもの参加の促進）
第十一条 都は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

（こどもの権利の広報・啓発）
第十二条 都は、こどもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発を推進するものとする。

（こどもからの相談への対応）
第十三条 都は、こどもの不安や悩みを解消できるよう、こどもからの相談に対応する体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるものとする。

（こどもの権利擁護）
第十四条 都は、こどもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速にこどもの救済を図ることができるよう、国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、こどもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（こどもに関する計画の策定）
第十五条 都は、こどもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にのっとるものとする。

（こども施策を総合的に推進する体制の整備）
第十六条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）
第十七条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則
（施行期日）
1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
（検討）
2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況及びこどもを取り巻く状況等について検討し、時代の要請に適合するものとするために必要な措置を講ずるものとする。
3 前項の検討を行うに当たっては、こどもの意見を反映させるため、こどもの意見を聴く機会を設けるものとする。

子供政策連携室事業概要
令和８年版

登録番号（８）17

令和８年９月発行

編集・発行　東京都子供政策連携室
総合推進部総務課
東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電話 03（5388）2142（ダイヤルイン）

印　刷　所　社会福祉法人　東京コロニー
東京都大田福祉工場
東京都大田区大森西二丁目22番26号
電話 03（3762）7611（代表）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています。
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo Tokyo